



空き家条例が制定されました

近年、高齢化や核家族化の進展により空き家が増えつつあります。適正に管理されていない空き家は、近隣住民に危険や被害を及ぼす要因となってしまいます。

市では、良好な生活環境を保つこと、安全で安心なまちづくりを推進するために、空き家などの適正な管理に関して必要な事項を定めた「空き家等適正管理条例」を制定しました。10月1日から施行となります。

安全安心課 ☎66♦1156



危険な空き家を発見したときは、市への通報をお願いします。

- 所有者には、空き家などが次のような状態にならないように適正な管理が求められます。
- ・建物などが老朽化し倒壊のおそれがあること
 - ・台風などにより建物やその建築材料などが飛散するおそれがあること
 - ・火災の予防上危険な場所になること
 - ・交通の障害になること
 - ・青少年の非行行為の防止好ましくない場所になること
 - ・廃棄物の不法投棄場所になること
 - ・野犬、野良猫などの住み家になること
 - ・病害虫または悪臭の発生場所になること
 - ・その他、周辺の住環境を著しく損なうこと

市の対応の流れ

実態調査

危険な空き家の通報があった場合は、その実態や所有者を調べ、状況によっては立入調査を行います。

立入調査

【緊急安全措置】

空き家により、人命や財産が危険な状態になると認められるときは、所有者の同意を得て、必要最低限度の安全措置をとることができます。この時かかった費用は空き家の所有者に請求することができます。

助言・指導

空き家の所有者に対し、管理方法の改善など必要な措置を取るよう、助言または指導することができます。状態が改善されない場合は勧告、命令することができます。

勧告

命令

命令によっても改善されない場合は、他に手段がなく、放置すると人命や財産が危険な状態になると認められるときは、必要な措置を行い、その費用を空き家の所有者から徴収することができます。(行政代執行法)

代執行